

訪問型サービス		
	介護予防相当訪問型サービス	緩和した基準によるサービスA
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 月200単位	なし
生活機能向上連携加算	利用者に対して生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携して訪問型サービスを行った場合 加算単位: (Ⅰ) 月100単位 (Ⅱ) 月200単位	なし
介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事又は組合管理者に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: (Ⅰ) 所定単位の1000分の137 (Ⅱ) 所定単位の1000分の100 (Ⅲ) 所定単位の1000分の55	なし
介護職員等特定処遇改善加算	加算単位: (Ⅰ) 所定単位の1000分の63 (Ⅱ) 所定単位の1000分の42	なし
介護職員等ベースアップ支援加算	現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図るなどの措置を講じた場合 加算単位: (Ⅰ) 所定単位の1000分の24	なし
同一建物減算	指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合 所定単位数に90/100を乗じる	同左 減算単位: 所定単位数に100分の90を乗じる
中山間地域における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問型サービス事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 所定単位の100分の10	同左 加算単位: 所定単位の100分の10
中山間地域等居住者加算	指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 所定単位の100分の5	同左 加算単位: 所定単位の100分の5

通所型サービス		
	介護予防相当通所型サービス	緩和した基準によるサービスA
生活機能向上グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合 加算単位: 月100単位	なし
運動器機能向上加算	利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるものを行った場合 加算単位: 月225単位	なし
若年性認知症利用者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事又は組合管理者に届け出た指定通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所サービスを行った場合 加算単位: 月240単位	同左 加算単位: 1回60単位
栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること)を行った場合 加算単位: 月50単位	なし
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者に対して低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合 加算単位: 月150単位	なし
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合 加算単位: (Ⅰ) 月150単位 (Ⅱ) 月160単位	なし
選択的サービス複数実施加算	利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、複数のサービスを実施した場合 加算単位: 2種類: 月480単位、3種類: 月700単位	なし
事業所評価加算	厚生労働省が定める基準に適合しているものとして県知事又は組合管理者に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する 加算単位: 月120単位	同左 加算単位: 1回30単位

通所型サービス		
	介護予防相当通所型サービス	緩和した基準によるサービスA
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事又は組合管理者に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合 加算単位: 要支援1他 要支援2他 (Ⅰ) 月88単位 月176単位 (Ⅱ) 月72単位 月144単位 (Ⅲ) 月24単位 月48単位	なし 人員基準が国基準と異なるため
生活機能向上連携加算	加算単位: (Ⅰ)月100単位(3月に1回を限度) (Ⅱ)月200単位 運動器機能向上加算を算定している場合には、月100単位	なし
口腔・栄養スクリーニング加算	加算単位: (Ⅰ) 1回につき20単位 (6月に1回を限度とする) (Ⅱ) 1回につき5単位 (6月に1回を限度とする)	なし
科学的介護推進体制加算	加算単位: 月40単位	なし
介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は組合理事長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合 加算単位: (Ⅰ)所定単位の1000分の59 (Ⅱ)所定単位の1000分の43 (Ⅲ)所定単位の1000分の23	なし
介護職員等特定処遇改善加算	加算単位: (Ⅰ)所定単位の1000分の12 (Ⅱ)所定単位の1000分の10	なし
介護職員等ベースアップ支援加算	現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図るなどの措置を講じた場合 加算単位: (Ⅰ)所定単位の1000分の11	なし
定員超過利用減算	利用者の数が利用定員を超える場合 所定単位の70/100を乗じる	なし
人員基準欠如減算	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 所定単位の70/100を乗じる	なし

通所型サービス		
	介護予防相当通所型サービス	緩和した基準によるサービスA
中山間地域等居住者加算	指定通所型サービス事業所の通所型サービス従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を越えて指定通所型サービスを行った場合 加算単位: 所定単位の100分の5	同左 加算単位: 所定単位の100分の5
同一建物減算	指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合 減算単位: 通所Ⅰ(要支援1他) 月△376単位 通所Ⅱ(要支援2) 月△752単位 通所Ⅲ(月4回迄、要支援1他) 月△376単位 通所Ⅳ(月5～8回迄、要支援2) 月△752単位	同左 減算単位: 所定単位の100分の80を乗じる

- ・特別地域加算は行わない。
- ・同一建物減算は、訪問型サービスでは全て定率、通所型サービスでは現行相当は定額、緩和した基準のサービスでは定率で行う。
- ・中山間地域等居住者加算は特に届け出は必要ない。ただし、この加算を算定する場合は交通費・送迎費の支払いは受けられない。